

～いざという時のために～ 「在留届」をお忘れなく

◎外務省からのお知らせ◎

海外での快適な生活中、事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれたらどうされますか？ 海外で大規模な事故や災害等が発生した場合、日本大使館・日本総領事館は、日本人被害(被災)者の有無につき確認し、日本人被害(被災)者に必要な支援を行います。このような場合、現地に滞在されている日本人の皆様から提出されている「在留届」をもとに皆様の住所や緊急連絡先を確認し、安否を確認することができます。

このように、「在留届」は非常に大切な基礎資料となりますので、必ず管轄の日本大使館又は日本総領事館に提出してください。

☆在留届の提出義務

旅券法第16条の規定により、外国に住所又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する日本人は、住所地又は居所地を管轄する日本大使館又は日本総領事館に在留届を提出することが義務付けられています。滞在先の外国に到着し、住所又は居所が決まりましたら、**必ず在留届を提出してください。**

☆帰国、住所変更等届出義務

在留届提出後、帰国するときや住所・氏名等届出事項に変更が生じたときには、在留届を提出した日本大使館又は日本総領事館に**必ず変更の届出を行ってください。**

☆届出の方法

－ ORRネット(インターネットによる在留届電子届出システム)

ORRネットを利用することにより、インターネットを通じて届出を行うことができます。この届出を行った場合は、帰国等の届出についても同システムを利用して行うことができます。

ORRネット または **ORRnet** で検索。URLは「<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>」です。

－ インターネット環境がない場合などには、日本大使館又は日本総領事館への持参のほか、郵送又はFAXによる直接提出も可能です。用紙の入手方法は次のとおり。

☆在留届用紙入手方法(ORRネットを利用される場合は、用紙を入手する必要はありません。)

－ 日本大使館・日本総領事館の窓口で入手

－ 外務省音声自動応答システム(FAX)

03-5501-8490にアクセスし、FAXにより入手することができます(ID番号41100)。

－ 外務省ホームページからダウンロード(pdf形式)

URLは「<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/>」です。

お問い合わせ先 : 外務省領事局政策課(領事サービス室)

電話 03-3580-3311 内線4480(一般)、5818(ORRネット)

(外国では最寄りの日本大使館又は日本総領事館にお問い合わせください。)